

電子版お薬手帳サービスを開発・提供するみなさまへ

～ 電子版お薬手帳に求められる機能について ～

- お薬手帳は利用者の服用歴を経時的に記載し利用者自らの健康管理に役立てたり、医師・薬剤師が確認することで相互作用防止や副作用回避に資するものです。
- 現在、電子処方せんの仕組みの構築やマイナポータルを通じた薬剤情報の閲覧など電子お薬手帳を取り巻く環境は大きく変化しております。
＜電子版お薬手帳ガイドライン※で新たに明記した事項＞
 - ・マイナポータルとAPI連携できる機能
 - ・電子処方せんと連携できる機能
 - ・医療用医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品の有効成分、効能・効果、用法・用量等の情報を表示できる機能
 - ・医療機関、薬局において簡便にデータの閲覧が可能な機能
- 電子版お薬手帳サービスを提供するみなさまにおかれましては電子版お薬手帳ガイドラインや厚生労働省HP等を参照の上、電子版お薬手帳サービスのご準備をお願いします。

■厚生労働省 薬局・薬剤師に関する情報 電子版お薬手帳について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakkyoku_yakuzai/index.html